

環境配慮契約の地方公共団体への普及促進方策等について（案）

これまで2回にわたる専門委員会及び第2回環境配慮契約法基本方針検討会における議論、地方公共団体へのアンケート調査、追加ヒアリング調査等を踏まえ、地方公共団体に対する環境配慮契約の普及に向けた促進方策等として、以下の内容に取り組むものとする。

1. 環境配慮契約の導入に向けた促進方策等

地方公共団体へのアンケート調査結果からみると、グリーン購入については、既に取組を実施している団体は多い状況¹にある。他方、環境配慮契約に関する認知・理解は徐々に高まってきているものの、必ずしも十分とは言い難い状況にある。このため、以下の普及促進方策等について検討を行い、環境配慮契約の普及促進に向けて可能なものから順次実施することとする。

○ 環境配慮契約の全般的な認知度・理解度の向上

- 更なる認知度・理解度の向上を図るため、環境配慮契約の動機づけとなる意義や必要性、導入効果等を明確にし、組織内における合意形成を図るための情報提供
 - ⇒ グリーン購入法等の他の制度を補完する環境配慮契約の効果や役割、必要性等の情報提供
 - ⇒ 環境担当部門と調達担当部門の連携及び役割分担の事例等に係る情報提供
 - ⇒ 他の環境施策との連携や相乗効果等に関する情報提供

○ 契約方針の策定支援

- 契約方針に関する事例の提供・公開
- 導入の契機としての地球温暖化対策地方公共団体実行計画等への契約方針等の記載及び記載内容の提供
- 地方公共団体向け導入マニュアルの改訂・拡充

○ 契約類型ごとの普及促進支援

- 契約類型ごとの手続等に関する事例の提供・公開
- 契約類型に応じたイニシャルコスト、ランニングコスト等の経済面のメリ

¹ 紙類や文具類、各分野においてどれか一つでもグリーン購入を組織的に実施していると回答した地方公共団体の割合（「全庁で組織的に実施している」と「全庁ではないが組織的に実施している」の合計。脚注2において同じ。）は平成24年度調査において全体の81.3%となり、平成23年度調査（78.6%）と比べ2.7ポイント上昇（平成24年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査結果）

ットに関する情報提供

- ⇒ 組織内の合意形成・調整等に有効な資料としての提供等
- 費用対効果がわかりやすく比較的取り組みやすい契約類型から取組を開始するための支援
 - ⇒ アンケート調査やヒアリング調査結果から比較的取り組みやすい契約類型として電気の供給を受ける契約があげられている（さらに電気料金の値上げ等に起因する取組の契機）
- 自動車の購入等に当たっての環境配慮の段階的な推進²（図1参照）
 - ⇒ 総合評価によらない簡素化・簡略化した方式（裾切り基準の引き上げ等）の提示
 - ⇒ グリーン購入と比較した環境配慮契約の具体的な環境面・経済面のメリットの周知及び取組可能な団体に対する総合評価の推奨

2. 適切な情報提供による取組の促進

地方公共団体へのアンケート調査結果や追加で実施したヒアリング調査結果からは、環境配慮契約の取組を進めるためには、契約方針の策定や契約類型ごとの入札手続等に関する具体的な事例を中心とした情報が求められており、また、こうした情報の提供が効果的と考えられる。このため、環境配慮契約の普及促進に向けて提供する情報内容及び提供手法等について検討・整理を行い、適切な情報提供を実施するものとする。

○ 提供する情報内容及び提供手法（ツール）の検討

- 各種情報発信ツールの特性を踏まえた適切な情報発信（インターネット、マニュアルの改訂・拡充、事例の収集・提供等）
 - ⇒ 説明会、会議等による双方向の方法と環境省ホームページ（インターネット）を組み合わせた情報提供（情報提供の複線化）

○ 取組進展のインセンティブに関する情報提供

- 温室効果ガス等の削減効果をはじめとした環境負荷低減効果の見える化
 - ⇒ 地方公共団体の地球温暖化対策・計画に寄与する環境負荷低減効果、温室効果ガス排出削減量等の算定方法の提示（可能な限り簡易な方法）
- 先進的な取組を実施している地方公共団体及び取組内容を様々な手段で広くPR
- 環境配慮契約の推進のインセンティブについて明らかにした導入事例等の

² 自動車等についてグリーン購入を組織的に実施していると回答した地方公共団体の割合は平成24年度調査において全体の61.6%となっており、総合評価落札方式による環境配慮契約は実施されていないものの、グリーン購入法に基づく取組の実施割合は高い

提供

○ 団体規模に応じた情報提供

- 団体規模による環境配慮契約の実施に当たっての阻害要因の差異を踏まえた適切な情報提供
 - ⇒ 団体規模に応じた契約類型別の取組事例、契約締結実績の集約ツール等の提供

3. 各地方公共団体に対する効果的なフィードバック

地方公共団体へのアンケート調査結果を各団体に対して他の団体と比較し、適切にフィードバックすることは、自らの取組状況のベンチマークとなり、今後取組を進める上で参考となるとともに、先進的な取組を実施している団体の事例等を把握するための機会となるものと考えられる。このため、以下のとおり、原則として同一都道府県内の地方公共団体のアンケート調査結果を提供し、環境配慮契約の導入促進のための動機づけとする等に活用するものとする。

○ 各地方公共団体に対してアンケート調査結果の効果的なフィードバック

- フィードバック内容（フィードバックのイメージは表1参照）
 - ⇒ 都道府県別の環境配慮契約の取組状況等（進展状況、契約類型別の取組状況等）
 - ⇒ 原則として都道府県別（必要に応じてブロック別）に先進的な取組団体及び取組事例の紹介
- フィードバック手続
 - ⇒ 都道府県下の地方公共団体（区市町村）にフィードバック
 - ⇒ アンケート調査に係る全内容については環境省ホームページにおいて公表

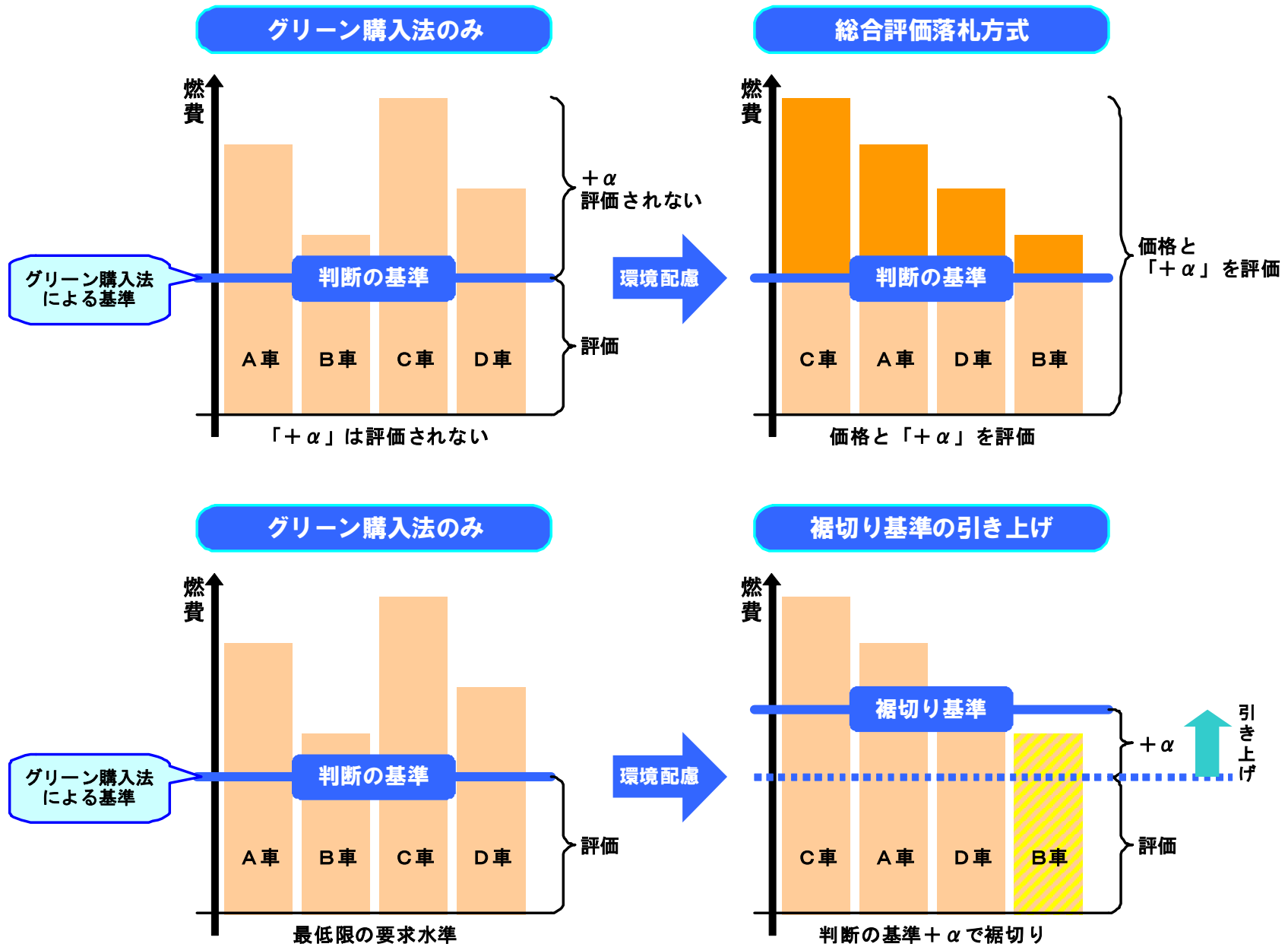


図1 自動車の購入等に係る契約における環境配慮の考え方（例）

表1 地方公共団体に対するアンケート調査結果の都道府県別のフィードバックイメージ

| 設問 団体名 | 回答 | 環境配慮契約法全般 | | | 契約類型別の取組状況 | | | | | | 先進的取組等の 参考となるURL |
|-----------|----|-----------|------|------|------------|-----|----|------|------|-------|---|
| | | 理解度 | 進展状況 | 契約方針 | 電気 | 自動車 | 船舶 | ESCO | 建築設計 | 産業廃棄物 | |
| 〇〇県 | 有 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | — | http://www.pref.xxx.jp/... |
| A市 | 有 | ○ | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| B市 | 有 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | — | — | — | http://www.city.A.jp/... |
| C市 | 有 | △ | △ | △ | △ | — | — | — | — | — | — |
| ⋮ | | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| L町 | 有 | △ | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |
| M町 | 有 | ◎ | ○ | ○ | ○ | — | — | ○ | — | — | http://www.town.M.jp/... |
| N町 | 無 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| ⋮ | | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| X村 | 有 | ○ | — | △ | — | — | — | — | — | — | — |
| Y村 | 無 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| Z村 | 有 | △ | △ | — | — | — | — | — | — | — | — |